365 令和7年 9月2日(火)

Ħ 次 ——

告示

	○土地改良区の定款変更の認可 (372・福井農林総合事務所)	•]
	○土地改良区の定款変更の認可 (373・丹南農林総合事務所)	•
	○保安林の指定の予定(374・森づくり課)	•
	○道路の区域の変更(375・道路保全課)	. 2
3	公告	

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課)	

- ○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(同) …………2
- ○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知(2件・森づくり)
- ○都市計画の変更の図書の写しの縦覧(都市計画課)

教育委員会告示

- 公安委員会告示
- ○警備員指導教育責任者講習の実施(85・生活安全企画課) ……………4

示

福井県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改 良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
芝原用水土地改良区	令和7年8月22日

福井県告示第373号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改 2 ┃ 良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
今立土地改良区	令和7年8月19日

福井県告示第374号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安 ○令和8年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項(4・高校教育課)…4 林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり 告示する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所 福井市蔵作町40字大滝90の3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

福井県告示第375号

一般県道福井鯖江線の下記区間において、道路敷地の地権者への返還に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年9月 2日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

道路	路線名	新旧	区間	幅員 (単位:	延長(単位:
種類	名	別	<u></u>	メートル)	メートル)
	福井	新	福井市浅水町104字 庄境17番1から 福井市浅水町104字 庄境2番1まで	46.5 ~ 48.9	41.0
般県道	鯖江線	旧	福井市浅水町104字 庄境17番1から 福井市浅水町104字 庄境2番1まで	60.8 ~ 63.2	

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグコスモス国高店

越前市国高二丁目42字東深田6番1 外3筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 聴取した意見の概要

越前市

- ・法定外公共物(店舗敷地西側水路)について、占用を伴う使用をする場合は、法定外公共物占用等許可申請を行ってください。
- ・周辺地域の営農に支障が出ないように配慮してください。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井市大手三丁目 1 7 番 1 号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課

- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

そよら福井開発

福井市西開発三丁目205番 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては 代表者の氏名

(変更前)

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後)

イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人 にあっては代表者の氏名

(変更前)

未定

(変更後)

- ・イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- ・株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号
- ·株式会社梅田果実店 代表取締役 梅田 敬男 福井県福井市中央1丁目9番23号
- 株式会社イワタグループ 代表取締役 岩田 良治 福井県坂井市丸岡町今福11-36
- 4 変更の年月
- (1) 令和7年3月1日
- 5 変更する理由
- (1) 設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の社名・住所・代表者確定のため
- 6 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

AOSSA5階

福井市商工労働部商工労政課

- 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午後8時30分から午後5時15分まで

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の3において準用する同法第33条の規 (2) 名称

定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定に より、次のとおり公告する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不分明な者の氏名

池田実、池田勇蔵、仲野忠正、森脇圧治郎、広瀬正二、下中健蔵

- 2 通知の要旨
- (1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年7 月9日農林水産省告示第1108号による。
- 3 掲示場所

福井県庁および小浜市役所

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の3において準用する同法第33条の規 定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定に より、次のとおり公告する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不分明な者の氏名

時岡 熙

- 2 通知の要旨
- (1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年7 月9日農林水産省告示第1107号による。
- 3 掲示場所

福井県庁および高浜町役場

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法 第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受 けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により 次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年9月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
- (1) 種類

丹南都市計画汚物処理場

第一清掃センターし尿処理場

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号 福井県土木部都市計画課

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第4号

令和8年度福井県立高志中学校入学者選抜に関する募集要項を別冊のとおり定める。 令和7年9月2日

福井県教育委員会

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第85号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に 規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)および警備員指導 教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員 会規則第2号)第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者 講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

福井県公安委員会

委員長 秃 了修

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員	
法第2条第1項第3号に	新規取得講習	令和7年10月14日(火)から 令和7年10月21日(火)まで	20名	
規定する警備業務	追加取得講習	令和7年10月17日(金)から 令和7年10月21日(火)まで	20石	
法第2条第1項第4号に 規定する警備業務	新規取得講習	令和7年10月14日(火)から 令和7年10月20日(月)まで	20名	
	追加取得講習	令和7年10月17日(金)から 令和7年10月20日(月)まで	20名	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

- (ア) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (イ) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者
- (エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者
- イ 追加取得講習

受講申込みを行う日において、3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者 資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という 。)の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- 4 受講申込みの手続
 - (1) 受付期間

令和7年9月10日(水)から同年9月22日(月)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番 号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署(福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安 全許認可センターへ提出)

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背 6 その他 景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。) 1 涌
- (イ) 追加取得講習の受講を希望する者にあっては、資格者証等の写し 1通
- イ 3号警備業務
- (ア) 3(1)ア(ア)に該当する者
 - a 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 以下「警備業務従事証明書」という。) 1 通
 - b 履歴書 1 通
- (イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- (ウ) 3(1)ア(ウ)に該当する者
 - a 当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 3(1)ア(エ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

- (オ) 3(1)ア(オ)に該当する者
 - a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 4号警備業務
- (ア) 警備業務従事証明書 1通
- (イ) 履歴書 1 通
- (5) 手数料
 - ア 3号警備業務
 - (ア) 新規取得講習
 - 38,000円
 - (イ) 追加取得講習
 - 14.000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習

34.000円

(イ) 追加取得講習

10.000円に相当する手数料を、納入すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880 (内線3192、3193)

- (1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認 められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

